

専門部に関する規定 (* 3)

この規定は、広島県勤労者山岳連盟規約第 14 条第 1 項に基づき、専門部等の種類・名称・任務等について定める。

第1条 この連盟に次の専門部をおく。

- ①山行部
- ②組織部
- ③事務部

第2条 山行部の任務は次のとおりとする。

<山行活動関係>

- ①県内外の山行活動状況等の調査・分析
- ②連盟内の主要な山行の把握と安全管理
- ③海外山行に関すること
- ④その他連盟内の山行活動の発展に関すること

<技術教育関係>

- ⑤登山(ハイキングを含む。以下同じ)の技術向上に関すること
- ⑥登山の教育・研究・安全に関すること
- ⑦県連登山学校の運営に関すること
- ⑧その他登山技術の教育に関すること

<遭難対策関係>

- ⑨山岳遭難事故の調査・研究及び防止に関すること
- ⑩救助・搬出技術の研究と普及に関すること
- ⑪県連救助隊に関すること
- ⑫その他遭難対策に関すること

第3条 組織部の任務は次のとおりとする。

- ①加盟団体相互の交流に関すること
- ②広範な登山愛好者の組織化
- ③連盟及び加盟団体の組織運営・強化に関すること
- ④広報活動及び事業活動(夏山登山バスを含む)に関すること
- ⑤青年・学生対策に関すること
- ⑥女性の登山(「女性委員会」を含む)に関すること
- ⑦登山条件の整備に関すること
- ⑧山岳自然の保護に関すること
- ⑨平和、民主主義などの課題に関すること

第4条 事務部の任務は次のとおりとする。

<事務関係>

- ①日常業務の執行と各種文書・書類等の保管
- ②連盟及び加盟団体・役員・その他関係団体等の連絡
- ③他の専門部に属さない事項

<機関紙関係>

- ④県連ニュースの定期発行
- ⑤登山関連紙誌等の発行

<財政関係>

- ⑥予算の編成と決算書の作成
- ⑦連盟財政の入金・出金の承認
- ⑧調整基金の管理と運用

第5条 各専門部の構成は、規約第 14 条第 2 項による。

第6条 各専門部は、その活動内容を隨時、理事会に文書で報告する。

第7条 この規定の改廃は、総会で過半数の賛成を必要とする。

付則 この規定は、1999 年 3 月 28 日から実施する。付則 この規定は、2015 年 3 月 29 日から実施する。
付則 この規定は、2016 年 3 月 27 日から実施する。